

危険ドラッグ等すべての薬物の濫用を禁止します


# 「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」

を制定しました

公布日：平成27年3月20日（一部施行）  
全面施行：平成27年6月 1日

## 【条例の特徴】


### ■ 「知事指定薬物制度」による県独自の規制

- ▷ 法律で規制されていないが、規制薬物と同等以上に身体に危険な薬物を「知事指定薬物」として指定
- ▷ 「知事指定薬物」は製造・販売・所持・使用・広告等を**禁止** 

### ■ 県民一丸で危険ドラッグを排除

- ▷ 薬物の濫用の防止を県民運動として取り組むための規定を整備
- ▷ 県民や事業者の責務を明記（通報制度の導入、県の施策への協力）

### ■ 監視・指導体制の強化

- ▷ 行政職員及び警察職員に**立入調査権限を付与**
- ▷ 行政と警察が連携・協力した監視・指導体制の整備
- ▷ 禁止行為違反、立入調査拒否等に対する**罰則規定の導入** 

## 危険ドラッグにダマされるな!!



ハーブ（乾燥植物片）



アロマオイル（液体）



パウダー（粉）

危険ドラッグは「知事指定薬物」などの規制薬物を含む可能性が極めて高い薬物です

※写真は厚生労働省公表資料引用



群馬県薬物乱用対策推進本部

危険ドラッグの  
**三原則**

- 1 買わない
- 2 使わない
- 3 関わらない

## 【条例の概要】

### ■ 目的（第1条）

薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止することにより、県民の健康及び安全を守り、県民が安心して暮らすことのできる社会を実現

### ■ 薬物の定義（第2条）

- ① 大麻、覚醒剤、麻薬、向精神薬、あへん、シンナー、指定薬物等（法律で規制されている薬物）
- ② ①と同等以上に精神毒性を有し、保健衛生上の危害を発生させるおそれがあるもの

### ■ 薬物の濫用の禁止（第3条）

何人も、吸入、摂取その他の方法により、薬物を人の身体にみだりに使用してはならない

### ■ 県、県民及び事業者の責務（第4条～第6条）

県	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 薬物の濫用の防止に関する総合的な施策の策定及び実施</li><li>▶ 国、他の都道府県、県内市町村、民間団体等と連携・協力して施策を推進</li><li>▶ 薬物に関する情報提供等を通じて、薬物の濫用の危険性に関する県民の理解を深める</li></ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 薬物の濫用の危険性に関する知識・理解を深め、県の施策への協力を努める</li><li>▶ 濫用につながる薬物の使用、所持、取引等に関する情報を知った場合には、県への情報提供に努める</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 県の施策への協力を努める</li><li>▶ 濫用につながる薬物の販売等に関する情報を知った場合には、県への情報提供に努める</li></ul>

### ■ 知事指定薬物の指定（第13条）：法律より迅速に県内流通薬物を規制

県内で流通又はそのおそれがある薬物のうち、法律で規制されていない薬物を、県独自に「知事指定薬物」として指定

### ■ 禁止行為（第16条）及び罰則（第23条～第27条）

「知事指定薬物」の製造、栽培、販売、授与、販売・授与目的の広告、所持、購入、譲り受け、使用、使用場所の提供・あっせんを禁止

禁止行為や命令に違反した場合、立入調査等を拒否した場合等  
最高で**2年以下の懲役**又は**100万円以下の罰金**

### ■ 立入調査等（第20条）：行政・警察職員へ立入調査権限の付与

行政職員及び警察職員は、知事指定薬物またはその疑いのある物を業務上取り扱う場所その他必要な場所へ立入調査し、または関係者へ質問することができる

※詳しくは、県庁薬務課のホームページをご覧ください

群馬県 薬物の条例

検索

## 危険ドラッグ通報窓口

### 【県庁薬務課】

TEL : 027-226-2665 FAX : 027-223-7872

E-Mail : yakumuka@pref.gunma.lg.jp

群馬県 危険ドラッグ通報

検索

もし危険ドラッグの  
販売店などを発見したら  
通報して下さい